

集団扱による割引
5%適用

集団扱火災保険のご案内

Total assist 住まいの保険



TOKIOMARINE
NICHIDO

貴社が所有する共用家具・備品
(設備・什器)

居住者の日常生活における賠償リス
ク

への備えは万全ですか？

従来よりご案内しております「サービス付き高齢者向け住宅賠償責任保険」は、サービス付き高齢者向け住宅を運営する会員の皆様の居住者への賠償リスクに対応する保険です。一方で、サービス付き高齢者向け住宅では居住者の日常生活における第三者への賠償リスクへの備えも必要です。

多くの会員事業者の皆様より、このリスクを回避できるような保険制度が出来ないかのご要望をいただいております。会員の皆様が所有される共用家具・備品(設備・什器)の補償に加えて、保険の対象となる方を特定することなく居住者の日常生活における賠償事故を補償する特約をセットした火災保険をご案内いたします。

居住者に火災保険への加入を義務付けていない事業者の皆様は、是非ご検討ください。

①所有する共用家具・備品(設備・什器)に対する様々な補償！(基本契約)

「建物」のみを対象とした火災保険では「共用家具・備品(設備・什器)」は補償されません。会員の皆様が所有される共用家具・備品(設備・什器)に対する「火災」「落雷」「破裂・爆発」等の『火災リスク』はもちろんのこと、「風災・ひょう災・雪災」や「水災」といった『自然災害リスク』や、「建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等」「盗難による盗取」「損傷・汚損」等の『日常災害リスク』に至るまで、「サービス付き高齢者向け住宅」を取り巻く様々な事故による損害を補償することが可能です。支払限度額(保険金額)は、1口100万円として1口以上99口以下のご希望に応じた口数(1口は100万円、10口の場合は1,000万円)で設定いただき、万一の事故の際には再取得価額(同等の物を再取得するのに必要な金額)でお支払いします。高額貴金属等(※1)は100万円を限度に自動補償します。

※1 高額貴金属等とは「貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の再取得価額が30万円を超えるもの」をいいます。高額貴金属等の再取得価額とは、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。

火災リスク		自然災害リスク		日常災害リスク	
火災、落雷、破裂・爆発による損害を補償します		風災、雹(ひょう)災、雪災、水災(床上浸水、地盤面より45cmを越える浸水、または損害割合が30%以上の場合)による損害を補償します		盗難・水濡れ、建物外部からの物体の衝突、労働争議等に伴う破壊行為等による損害、それ以外の偶然な事故による破損等の損害を補償します	
火災	破裂・爆発	風災・ひょう災・雪災	水災	盗難	損傷・汚損

実際の補償内容については、ご契約いただく火災保険の補償プランによって異なります。

②居住者の日常生活における第三者への賠償責任を包括で補償！

しかも示談交渉付き！(個人賠償責任補償特約(包括契約用))

住宅内はもちろん日本国内または国外において生じた以下(A・B)の偶然な事故により、居住者等の被保険者(※2)が他人にケガ等をさせたり、他人の物を壊したりしたなどの法律上の賠償責任を負担した場合に補償する特約です。(ただし、自動車事故による損害賠償責任事故および重大な過失以外の火災事故を除きます。)

支払限度額(保険金額)は1億円、免責金額は0円です。また、国内での事故(訴訟も国内)であれば、示談交渉は原則として東京海上日動が行いますので、居住者間のトラブル軽減にもお役に立ていただけます。

一般的には居住者ごとに保険手続きを行います。本制度では戸室数をご申告いただくだけで全居住者について包括的に補償されます。さらに居住者名の特定が不要な上、居住者が変更した場合も通知・手続きは不要です。

※2 被保険者(補償を受けられる方)の範囲は以下①～⑤の通りとし、居住者名を特定する必要はありません。①居住用戸室に居住している方、②居住用戸室に居住している方の配偶者(※3)、③居住用戸室に居住している方またはその配偶者(※3)の別居の未婚の子(法律上の婚姻歴がある方は含みません。)、④居住用戸室に居住している方が未成年である場合は、その方の親権者およびその他の 法定の監督義務者、⑤居住用戸室を所有、使用または管理している方で居住用戸室に居住していない方

※3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

A	居住用戸室の所有、使用または管理に起因する偶然な事故	例えば・・・階下に水漏れしてしまった	
---	----------------------------	--------------------	--

B	日本国内外において被保険者(※2)の日常生活に起因する偶然な事故	例えば・・・他の居住者の物を壊してしまった	
---	----------------------------------	-----------------------	--

保険料例



集団扱契約は一般契約に比べ **約5%割安** です！！

・集団扱分割払は一般契約と異なり、分割割増がかからないので約5%割安となります。集団扱一時払は一般契約一時払に比べて5%割安です。・保険期間が1年の場合に限りです。

①所有する設備・什器に対する補償

年間 **2,160円**



②居住者の賠償責任補償

年間 **63,180円**
(1戸室あたり約1,260円)



①+②合計

年間 **65,340円**

【トータルアシスト住まいの保険の保険料例 <ご契約条件> (2013年3月1日現在)】

- 保険期間: 1年間 ●払込方法: 集団扱(口座振替) ●払込回数: 一時払 ●物件所在地: 東京都 ●物件種別: 併用住宅物件 ●職作業: 事務所等(K005)
- 収容する建物構造、級別: コンクリート造、M構造 ●建物区分: 共同住宅 ●補償内容: 設備・什器支払限度額(保険金額) 100万円(高額貴金属等限度額 100万円、破損等限度額30万円、免責金額5千円) ●特約: 個人賠償責任包括((国内外1億円、免責金額0円、対象戸室数50戸)

集団扱でのご契約条件・ご注意点

集団扱とは	一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会が保険会社と保険料集金契約を結び、保険料を集金し、まとめて払い込むため、保険料が割安となる制度です。
ご契約者の対象(範囲)	一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会の会員事業者の皆様
保険料の払込方法	保険始期月の翌々月27日(休業日の場合は翌営業日)に、収納代行会社「明治安田システム・テクノロジー(株)(MBS)」がご契約者様の指定口座から保険料の振替をさせていただきます。ご契約時に専用の「預金口座振替依頼書」をご提出いただきます。
口座振替不能が発生した場合	残高不足等により2か月続けて口座振替不能が発生した場合等には、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

サービス付き高齢者向け住宅 集団扱火災保険 見積依頼書

お見積りやご契約をご希望の方は、本見積依頼書を代理店までFAXもしくは郵送にてご送付ください。追ってご連絡申し上げます。詳しいご説明をご希望の方は、代理店までお電話でお問合わせください。

※本見積依頼書に記載の個人情報については、東京海上日動(以下「弊社」といいます)および東京海上グループ各社が取扱う保険商品等の各種商品・サービスの提供・ご案内をするために利用させていただくことがあります。東京海上グループ各社の範囲、弊社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱い等については、弊社ホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照ください。

ご契約者情報	(フリガナ)							サ住協会員番号	M(m)
	会社・代表者名								
	(フリガナ)								
ご住所									
	ご連絡先	部署名				電話番号			
ご担当者名					FAX番号				
補償内容	保険始期	年 月 日から	保険期間	1年	5年	5年にすると1年に比べ約3%割安になります	払込回数	年払(保険期間5年でも毎年の年払になります)	
	①設備・什器	支払限度額(保険金額)	破損等限度額	免責金額	0円の場合でも破損等免責金額は5千円になります		②個人賠償責任補償特約	有	
		□1口100万円×口数	30万円 50万円	0円 5千円 3万円 5万円					
物件の情報	物件の所在地(住所) 行が足りない場合には、コピーもしくは別紙でご連絡ください		物件名称(施設名)	建築年月	階数 地上 地下		面積	柱(構造)	居住用戸室数
								コンクリート 鉄骨 その他	
								コンクリート 鉄骨 その他	
								コンクリート 鉄骨 その他	

※「トータルアシスト住まいの保険」は住まいの保険および地震保険のペットネームです。※このチラシはトータルアシスト住まいの保険(集団扱)の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず重要事項説明書をよくお読みください。詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)をご参照いただくか、代理店または東京海上日動にご請求ください。ご不明点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先・取扱代理店】

株式会社 東海日動パートナーズ・ジャパン
(担当: 成田・小島・川端)

住所 〒151-8560
東京都渋谷区代々木2-11-15 新宿東京海上日動ビル
電話 (03)3375-8468(代)
FAX (03)3375-8470

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

担当課: 公務第一部 公務第一課
住所 〒102-8014
東京都千代田区三番町6-4
電話 (03)3515-4122